

事 務 連 絡
令 和 5 年 4 月 7 日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための検査
(東京都集中的検査)の実施について(令和5年4月以降)

日頃より、東京都の保育行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

東京都では、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、高齢者施設や障害者施設、保育所や小学校等の職員を対象に、集中的・定期的な検査(以下「東京都集中的検査」という。)を実施しています。

この度、令和5年4月以降も東京都集中的検査を継続することとしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 検査実施の対象施設等(保育所等) ※令和4年度と変更ありません。

認可保育所(含む保育所型認定こども園)、認証保育所(含む地方裁量型認定こども園)、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、定期利用保育、病児保育事業、特例保育、認可外保育施設(ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他施設、東京都ベビーシッター利用支援事業の認定事業者)

2 周知資料

- (1) 施設における集中的・定期的検査へのご参加について(チラシ)
- (2) 施設における定期的検査(東京都集中的検査)へのご参加について(概要版、詳細版)
- (3) 別紙1 ログインID及びパスワード
- (4) 別紙2 「抗原定性検査キットを利用した検査の実施について」
- (5) 別添3 「施設における定期的検査(東京都集中的検査)」に関するQ&A

3 集中的検査の対象期間

令和5年4月1日（土）から5月7日（日）まで

※医療的ケア児が在籍する施設は、6月30日（金）まで

4 留意点

- (1) 検査頻度は、「週2～3回程度」となっています。
- (2) 上記3（1）（詳細版）の資料中、「9 検査後の対応」に記載のとおり、令和5年5月7日までに実施した検査のうち、検査結果の報告が済んでいない場合についても、「検査結果報告フォーム」にてご報告をお願いします。
- (3) 申込期間は、令和5年4月1日（土）から4月30日（金）午後6時までです。

5 お問い合わせ先

集中的検査事業についての相談窓口（コールセンター）

電話：0120-560680

<開設時間：午前9時から午後6時まで（土日・祝日も対応）>

（担当）【認可外保育施設】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当

電話：03-5320-4131